

「かごしま食と農の県民条例」の概要(平成17年3月29日 公布)

目的(第1条)

- 食、農業及び農村に対する県民の理解の深化
- 環境と調和した農業の持続的な発展
- 活力あふれる心豊かな農村社会の建設
- 県民の健康で豊かな生活の向上

目標(第2条)

- 食、農業及び農村の果たす役割について県民の理解の深化
- 県民に安全で安心な農畜産物の安定的な供給
- 農業の担い手及び農地、農業用水その他の農業資源の確保
- 地域の特性を生かした農畜産物の生産振興及び産地の育成、将来にわたる農業の持続的な展開
- 地域の特性に応じた豊かで住み良い生活環境及び農業の生産条件の整備
- 農業及び農村が果たしている多面的機能の十分な発揮

目標達成のための基本的施策(第8条:第9条~第17条)

県民の農業及び農村に対する理解促進に関する施策(第9条)

食育及び地産地消に関する施策(第10条)

- ・食育に関する施策
- ・地産地消に関する施策

安全で安心な農畜産物の安定供給に関する施策(第11条)

- ・環境との調和に配慮した産地づくり等に関する施策
- ・食の安全・安心対策に関する総合的施策

担い手確保・育成に関する施策(第12条)

- ・経営改善意欲のある農業者の確保・育成に関する施策
- ・新たに就農しようとする者の確保・育成に関する施策
- ・女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備に関する施策
- ・高齢者が活動しやすい環境整備に関する施策
- ・集落を基礎とした農業者組織等の育成・活動促進に関する施策

農地利用、基盤整備等に関する施策(第13条)

- ・農地利用に関する施策
- ・基盤整備等に関する施策

生産振興、販売・流通等に関する施策(第14条)

- ・需要に応じた収益性の高い農畜産物に係る情報の把握等に関する施策
- ・かごしまブランドの確立等に関する施策
- ・農畜産物の生産振興及び銘柄産地の育成に関する施策
- ・農畜産物の販路拡大等に関する施策
- ・加工原料用農畜産物の安定供給体制の確立等に関する施策
- ・観光産業及び外食産業との連携に関する施策

生産性向上に関する施策(第15条)

- ・農業技術の開発等に関する施策
- ・普及指導活動の内容及び体制に関する施策
- ・動植物の防疫体制に関する施策

農業災害防止等に関する施策(第16条)

農村振興に関する施策(第17条)



責務や役割等(第3条~第7条)

<責務と役割>

県(第3条), 農業者及び農業団体(第4条),
食品関連事業者(第5条)

<役割, 要請及び協力>

県民(第6条) 市町村(第7条)

基本方針策定, 報告等(第18条~第20条)

- 基本方針の策定(第18条)
- 施策の実施状況の報告等(第19条)
- 財政上の措置(第20条)